

東京都市計画地区計画の変更

都市計画品川駅西口地区地区計画を次のように変更する。

名 称	品川駅西口地区地区計画
位 置	港区高輪三丁目地内
面 積	約 14.7 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、日本有数のターミナル駅である品川駅の駅前であり、広域幹線道路に面する交通至便の立地であるとともに、武蔵野台地の東端に位置し、南は御殿山から北は田町付近まで南北に連なる崖線上に位置している。江戸時代の武家屋敷等から現在の国際級ホテルの集積へと変遷してきた中で、変化に富んだ地形や緑、大街区での土地利用が維持されながら歴史観のある市街地が形成されてきた地区であり、地区周辺には戸建てや集合住宅などが立地している。一方で、駅や周辺市街地との歩行者ネットワークや地域内の回遊性が不足していることが課題となっている。</p> <p>都市再生特別措置法における特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針においては、羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外とを結ぶサウスゲートにふさわしい交通結節点を形成し、多様な機能が集積する、魅力ある新拠点を形成していくことが示されているとともに、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」においては、国際交流拠点・品川の実現に向けて、品川駅前の立地特性を活かし高度な利便性を備えたMICE（コンベンション機能等）、業務、観光支援、宿泊などの機能の充実、居住機能の導入の誘導、既存の崖線・緑地、高輪公園、高輪森の公園等を活かした緑のネットワークの形成、環状第4号線の沿道における既存の歩行者の動きに配慮した南北方向のネットワーク機能の確保、地域交通を担う西口駅前広場の再整備等が位置付けられ、段階的な更新・強化を進めていくことが示されている。さらに、国道15号・品川駅西口駅前広場事業計画では、放射第19号線上空の空間活用や次世代型交通ターミナルの整備が示されており、これらの計画との連携が求められる。</p> <p>これらの位置付けを背景とし、段階的かつ一体的なまちづくりを推進することで、国際交流拠点の実現に向けた多様な都市機能の導入と緑豊かな空間の調和のとれた複合市街地を形成する。</p> <p>また、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」を基本として、地区中央における緑地・公園が一体となった憩いの場の形成や、駅や周辺市街地とのアクセス性を向上させる歩行者ネットワークの形成により、地域に開かれたまちづくりを推進する。</p>
保区 全域 にの 関整 する 方開 発及 び	<p>1 道路等の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品川駅前の基盤整備と連携し、地域の交通結節機能を担う駅前広場を整備する。 (2) 放射第19号線未整備部分の整備を促進する。 (3) 歩行者、自転車、自動車の交通環境を向上させるため、補助第14号線の未整備部分の拡幅整備等を行う。 (4) 放射第19号線から地区及び国道上空デッキへのアクセス路としての役割を担いつつ、駅前広場のバス交通や地区関連交通を適切に処理する地区内道路を整備する。 (5) 放射第19号線と国道上空デッキを接続するアクセス車路を整備する。 (6) 地区内道路とともに、緑地の連続性を損なうことなく地区関連交通を適切に処理する地区内車路を整備する。 (7) 地区内外をつなぐ歩行者ネットワークの結節点として、潤いとにぎわいのある街並みを創出する広場1号を整備する。

公共施設等の整備の方針

- 2 歩行者ネットワークの整備方針
 - (1) 周辺地域のつながりや回遊性の向上、災害時の安全性の確保に向けて、駅前広場や地区中央の緑地空間等を生かしつつ、沿道や地区内外をつなぐ歩いて楽しい歩行者ネットワークの形成を図る。
 - (2) 地区東西の高低差を考慮するとともに、国道15号・品川駅西口駅前広場事業と連携し、デッキレベルを基軸としたバリアフリーの歩行者ネットワークの形成を図る。
 - (3) 品川駅と、高輪台駅周辺の地域のにぎわいや緑地空間をつなぎ、環状第4号線の緑の軸を駅前に引き込む、地区的シンボルとなる緑とにぎわいのシンボルロードとして、歩行者通路1号を整備する。
 - (4) 品川駅と環状第4号線北側との市街地のつながりを強化するため、環状第4号線を横断する歩行者デッキと接続する歩行者通路2号を整備する。
 - (5) 品川駅と周辺市街地及び公園をつなぐ、円滑かつ利便性の高いデッキレベルの動線として、歩行者通路3号を整備する。
 - (6) 地区内外の回遊性を強化し、歩行者空間の充実を図るため、歩行者通路4号、5号、6号、7号、8号及び9号を整備する。
 - (7) 地区内外の回遊性を強化するため、環状第4号線を横断する歩行者デッキ及び歩行者専用道路を整備する。
 - (8) 沿道の歩行者環境の向上を図るため、歩道状空地1号、2号、3号及び4号を整備する。
- 3 広場の整備方針
 - (1) 品川駅とのアクセス性を強化する歩行者ネットワークやにぎわいを形成するとともに、次世代型交通ターミナルへのアクセス機能を確保するため、広場2号を整備する。
 - (2) 品川駅と周辺市街地との分断を解消するため、国道上空デッキの整備に協力するとともに、国道上空デッキを介して品川駅からの人の流れを受け止める広場3号、5号を整備する。
 - (3) 広場3号から緑地2号を連続的につなぐとともに、駅前ににぎわい形成に寄与する広場4号を整備する。
 - (4) 周辺市街地からの人の流れを受け止めるとともに、住環境との調和に配慮した緑豊かな地域の憩いの場となる広場6号を整備する。
 - (5) 広場5号と接続する重層的な広場空間を創出することで、品川駅からの人の流れを受け止めるとともに、駅前ににぎわい形成に寄与する広場7号を整備する。
- 4 公園・緑地等の整備方針
 - (1) 地区北側に隣接する高輪公園、地区内外に渡る既存の崖線・緑地、地区南側に位置する高輪森の公園等を生かした緑のネットワークの形成を図る。
 - (2) 高輪森の公園を、南側に拡充することで、周辺からの視認性・アクセス性の向上を図るとともに、平場空間の拡大、重層的な公園空間の形成により、憩い・遊び場の充実、防災性の向上を図る。
 - (3) 駐宅やホテルの庭園として継承してきた緑豊かな空間を、公園と一体となった緑地1号として再整備する。また、緑地内に現存する歴史的建造物は、来街者がまちの歴史を感じる地域資源として緑地と一緒に保全・活用を図る。

	公共施設等の整備の方針	(4) 高輪森の公園の平場を拡張することで、公園と連続したまとまりある緑地2号を整備する。 (5) 崖の安全性向上や斜面緑地による良好な景観形成を図るため、緑地3-1号、3-2号及び緑地広場を整備する。
保区 全域 に の 開 整 す 備 る 方 開 計 及 び	建築物等の整備の方針	<p>1 「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」や「品川駅西口地区まちづくり指針(高輪三丁目地区)」の考え方等に基づき、日本の玄関口にふさわしい、多様な交流が感じられる駅を中心とした顔の形成や、地区内の緑・歴史的資源と一体となった景観形成等を図り、国際交流拠点にふさわしい空間を形成する。</p> <p>2 良好的な市街地環境を確保するため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>3 質の高い都市空間を備えた魅力的な複合市街地の形成を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の建築面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度など、地区区分の特性に応じて必要な建築物等に関する事項を定める。</p> <p>4 道路沿道の安全・快適な歩行者環境の形成とあわせて、周辺市街地の環境に配慮した街並み形成や風の道の確保を図るため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</p> <p>5 周辺環境との調和に配慮しつつ、国際交流拠点にふさわしい都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。</p> <p>6 中核的な拠点や国際交流拠点としての位置付け及び都市基盤の整備水準を勘案し、あわせて「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」等に基づき良好な市街地形成を図る場合には、将来見直すことを想定した指定容積率を、A地区は700%、B地区は500%とする。</p> <p>7 A地区で整備する宿泊の用途に供する部分は、国際競争力の向上に資する宿泊施設とする。</p>
	位 置	港区高輪三丁目地内
	面 積	約14.7ha
再 開 發 等 促 進 区	土地利用に関する基本方針	<p>国内外と東京とをつなぐ広域交通結節機能の更なる拡充・強化や、国際ビジネス交流都市の持続的発展を牽引する拠点を形成するため、周辺市街地に配慮しつつ、歴史的に継承されてきた大街区を、都市機能の高度化を図りながら周辺に開かれた一体的な空間へと転換していくことで、日本の玄関口にふさわしい迎賓空間を創出するとともに、豊かな自然と業務、商業、宿泊、MICE、居住等の都市機能が高度に融合した複合交流拠点を形成する。</p> <p>1 A地区は、駅前広場や国道上空デッキ、次世代型交通ターミナル等と連携し、駅近接の立地を生かした業務、商業、宿泊、MICE等、複合的な機能導入により、品川駅前にふさわしい活力、にぎわいを生み出す土地利用を図る。</p> <p>2 B地区は、A地区と連携した駅とまちとをつなぐネットワーク形成とあわせ、既存のMICE、宿泊機能の集積を生かしつつ、業務、商業、居住等の導入により、緑地を中心に多様なにぎわい・交流を生み出す土地利用を図る。</p> <p>3 C地区は、品川駅と環状第4号線北側の市街地のつながりの強化とあわせ、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」に示された主要な風の道や既存の地形に配慮しつつ、品川駅前にふさわしい土地利用を図るため、業務・商業・居住機能等の導入と多様な広場空間を創出するとともに、隣接する市街地環境と調和した土地利用を図るため、地域コミュニティ活動を支える交流機能等の導入と緑地空間を創出する。</p> <p>4 D地区は、環状第4号線整備の推進とともに、A地区・B地区と連携した歩行者ネットワークの形成や地区内外の結節点となる広場空間の形成とあわせ、居住機能等の導入を図る。</p>

再開発等促進区	主要な公共施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路	広場1号	—	—	約400m ²	新設
		公園	公園	—	—	約8,000m ²	一部改修、一部新設 (昇降施設を含む。)
		その他の公共空地	駅前広場	—	—	約2,800m ²	新設
			広場2号	—	—	約320m ²	新設(デッキレベル)
			緑地1号	—	—	約5,000m ²	新設
			歩行者通路1号	6~8m	約450m	—	新設(地上、デッキレベル。 植栽、昇降施設を含む。)
		歩行者通路2号	4m	約230m	—	—	新設(デッキレベル)
地区整備計画	位置	港区高輪三丁目地内					
		約13.9ha					
	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路	地区内道路	約16~40m	約130m	—	新設
			歩行者専用道路	4~10m	約190m	—	新設
			アクセス車路	約8m	約130m	—	新設 (地上、デッキレベル)
		その他の公共空地	地区内車路	約6m	—	—	新設 (地上、地下レベル)
			広場3号	—	—	約2,000m ²	新設 (デッキレベル)
			広場4号	—	—	約2,700m ² (避難階段を除く。)	新設 (デッキレベル。 避難階段以外の昇降施設を含む。)
			広場5号	—	—	約2,500m ²	新設(デッキレベル)
			広場6号	—	—	約2,300m ²	新設(デッキレベル)
			広場7号	—	—	約700m ²	新設
			緑地2号	—	—	約1,000m ²	新設 (公園と接続する昇降施設を含む。)
			緑地3-1号	—	—	約280m ²	新設
			緑地3-2号	—	—	約580m ²	新設(集会場及び昇降施設を含む。)
			緑地広場	—	—	約1,500m ²	新設

地区整備計画	地区施設の配置及び規模 その他の公共空地	歩行者通路3号	5m	約350m	—	新設(デッキレベル。 昇降施設を含む。)
		歩行者通路4号	4m	約140m	—	新設 (地上、デッキレベル。 公園と接続する昇降施設、 その他の昇降施設を含む。)
		歩行者通路5号	4m	約160m	—	新設 (デッキレベル。 昇降施設を含む。)
		歩行者通路6号	4m	約40m	—	新設 (デッキレベル)
		歩行者通路7号	4m	約220m	—	新設
		歩行者通路8号	4m	約60m	—	新設(デッキレベル)
		歩行者通路9号	2m	約20m	—	新設 (昇降施設)
		歩道状空地1号	4m	約160m	—	新設
		歩道状空地2号	4m	約160m	—	新設
		歩道状空地3号	4m	約240m	—	新設
		歩道状空地4号	2m	約190m	—	新設
		区分 地区 の 名 称	A地区		B地区	C地区
					C-1地区	C-2地区
関する事項 建築物等に	面積	約3.3ha		約8.4ha	約2.1ha	約0.1ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの				
	建築物の容積率の最高限度	10分の100 ただし、100分の81以上を宿泊施設の用途、100分の4以上を一時滞在施設の用途に供するものとする。	—	10分の99 ただし、100分の2以上を一時滞在施設の用途に供するものとする。	10分の5	10分の5
	建築物の容積率の最低限度	—	—	10分の42	10分の1	10分の1

地区整備計画 に関する建築物等事項に	建築物の建蔽率の最高限度	—	—	10分の6 ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1、同項第1号及び第2号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。	10分の5			
	建築物の敷地面積の最低限度	5, 000m ²	—	5, 000m ²	500m ²			
	建築物の建築面積の最低限度	—	—	200m ²	50m ²			
	1 建築物の外壁、これに代わる柱又は門若しくは扉は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの (2) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの (3) 煙突、給排気施設の部分 2 前項の規定は、本地区計画において壁面の位置の制限が定められた際に存する建築物について、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合並びに計画図に示す壁面の位置の制限のうち、放射第19号線、環状第4号線及び補助第14号線に面する制限を越えない範囲での増築、改築又は移転をする場合は、適用しない。							
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	放射第19号線、環状第4号線及び補助第14号線に面する壁面後退部分には、垣、柵等通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、アクセス車路はこの限りでない。						
	建築物等の高さの最高限度	16.5m 建築物の高さは、T.P.+5.0mからによる。			1.2m 建築物の高さは、T.P.+14.0mからによる。			
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。 2 屋外広告物は、建築物と一体のもの、歩行者空間と調和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて十分配慮がなされ良好な都市景観の形成に寄与するものとする。						
	立体道路に関する事項	重複利用区域	計画図表示のとおり					
	建築物等の建築又は建設の限界	計画図表示のとおり						

容積率の最高限度及び最低限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日15都市建市第282号）II3（1）（3）の用途に供する部分を除くことができる。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、壁面の位置の制限、重複利用区域及び建築物等の建築又は建設の限界は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、計画的複合市街地を形成するため、地区計画を変更する。

変更概要

※ _____は、変更箇所及び追加箇所を示す。

名称	品川駅西口地区地区計画		
事項	旧	新	摘要
面積	約 14. 8 h a	約 14. 7 h a	環状第4号線の幅員拡幅に伴う変更
地区計画の目標	<p>本地区は、日本有数のターミナル駅である品川駅の駅前であり、広域幹線道路に面する交通至便の立地であるとともに、武蔵野台地の東端に位置し、南は御殿山から北は田町付近まで南北に連なる崖線上に位置している。江戸時代の武家屋敷等から現在の国際級ホテルの集積へと変遷してきた中で、変化に富んだ地形や緑、大街区での土地利用が維持されながら歴史観のある市街地が形成されてきた地区であり、地区周辺には戸建てや集合住宅などが立地している。一方で、駅や周辺<u>地域</u>との歩行者ネットワークや地域内の回遊性が不足していることが課題となっている。</p> <p>都市再生特別措置法における特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針においては、羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外とを結ぶサウスゲートにふさわしい交通結節点を形成し、多様な機能が集積する、魅力ある新拠点を形成していくことが示されているとともに、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン<u>2014</u>」において、国際交流拠点・品川の実現に向けて、品川駅前の立地特性を生かし高度な利便性を備えたMICE（コンベンション機能等）、業務、観光支援、宿泊、居住等の機能導入の誘導、既存の崖線・緑地、高輪公園、高輪森の公園等を生かした緑のネットワークの形成、地域交通を担う西口駅前広場の再整備等が位置付けられ、段階的な更新・強化を進めていくことが示されている。</p> <p>これらの位置付けを背景とし、段階的かつ一体的なま</p>	<p>本地区は、日本有数のターミナル駅である品川駅の駅前であり、広域幹線道路に面する交通至便の立地であるとともに、武蔵野台地の東端に位置し、南は御殿山から北は田町付近まで南北に連なる崖線上に位置している。江戸時代の武家屋敷等から現在の国際級ホテルの集積へと変遷してきた中で、変化に富んだ地形や緑、大街区での土地利用が維持されながら歴史観のある市街地が形成されてきた地区であり、地区周辺には戸建てや集合住宅などが立地している。一方で、駅や周辺<u>市街地</u>との歩行者ネットワークや地域内の回遊性が不足していることが課題となっている。</p> <p>都市再生特別措置法における特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針においては、羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外とを結ぶサウスゲートにふさわしい交通結節点を形成し、多様な機能が集積する、魅力ある新拠点を形成していくことが示されているとともに、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン<u>2020</u>」においては、国際交流拠点・品川の実現に向けて、品川駅前の立地特性を活かし高度な利便性を備えたMICE（コンベンション機能等）、業務、観光支援、宿泊などの機能の充実、居住機能の導入の誘導、既存の崖線・緑地、高輪公園、高輪森の公園等を活かした緑のネットワークの形成、環状第4号線の沿道における既存の歩行者の動きに配慮した南北方向のネットワーク機能の確保、地域交通を担う西口駅前広場の再整備等が位置</p>	上位計画の策定に伴う変更、新たな地区整備計画の策定に伴う変更

		<p>ちづくりを推進することで、国際交流拠点の実現に向けた多様な都市機能の導入と緑豊かな空間の調和のとれた複合市街地を形成する。</p> <p>また、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」を基本とした、地区中央における<u>広場等による</u>一体的な緑地空間の形成や、周辺市街地へのアクセス性に配慮した歩行者ネットワークの形成により、地域に開かれたまちづくりを推進する。</p>	<p>付けられ、段階的な更新・強化を進めていくことが示されている。<u>さらに、国道15号・品川駅西口駅前広場事業計画では、放射第19号線上空の空間活用や次世代型交通ターミナルの整備が示されており、これらの計画との連携が求められる。</u></p> <p>これらの位置付けを背景とし、段階的かつ一体的なまちづくりを推進することで、国際交流拠点の実現に向けた多様な都市機能の導入と緑豊かな空間の調和のとれた複合市街地を形成する。</p> <p>また、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」を基本として、地区中央における緑地・公園が一体となった憩いの場の形成や、駅や周辺市街地とのアクセス性を向上させる歩行者ネットワークの形成により、地域に開かれたまちづくりを推進する。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>1 「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」や地区的立地特性等を踏まえ、MICE機能、業務、商業、居住、生活支援機能等、多様な機能が融合した複合市街地を形成する。</p> <p>2 斜面緑地等を生かしつつ、地区内の緑地や環状第4号線等の沿道の緑による緑豊かな空間を形成する。</p>	—	「再開発等促進区」欄「土地利用に関する基本方針」に記載
	公共施設等の整備の方針	<p>1 道路等の整備方針</p> <p>(1) 地区周辺の整備と連携し、地域の交通結節機能を担う駅前広場を整備する。</p> <p>(2) 周辺地域の歩行者の安全性の強化、自動車交通の円滑な処理等を図るため、地区西側の補助第14号線の整備を行う。</p> <p>(3) 周辺道路への交通負荷の軽減や地区内の利便性向上を図るため、斜面緑地等に配慮しつつ、開発による交通を適切に処理できる地区内車路ネットワーク（地下を含む。）の形成を図る。</p>	<p>1 道路等の整備方針</p> <p>(1) 品川駅前の基盤整備と連携し、地域の交通結節機能を担う駅前広場を整備する。</p> <p>(2) 放射第19号線未整備部分の整備を促進する。</p> <p>(3) 歩行者、自転車、自動車の交通環境を向上させるため、補助第14号線の未整備部分の拡幅整備等を行う。</p> <p>(4) 放射第19号線から地区及び国道上空デッキへのアクセス路としての役割を担いつつ、駅前広場のバス交通や地区関連交通を適切</p>	新たな地区整備計画の策定に伴う変更

公共施設等の整備の方針

- 2 歩行者ネットワークの整備方針
- (1) 周辺地域のつながりや回遊性の向上、災害時の安全性の確保に向けて、駅前広場や地区中央の緑地空間等を生かしつつ、沿道や地区内外をつなぐ歩いて楽しい歩行者ネットワークの形成を図る。
- (2) 地区東西の高低差を考慮するとともに、既存東西自由通路の西側延伸と連携し、デッキレベルを基軸としたバリアフリーの歩行者ネットワークの形成を図る。
- (5) 放射第1・9号線と国道上空デッキを接続するアクセス車路を整備する。
- (6) 地区内道路とともに、緑地の連続性を損なうことなく地区関連交通を適切に処理する地区内車路を整備する。
- (7) 地区内外をつなぐ歩行者ネットワークの結節点として、潤いとにぎわいのある街並みを創出する広場1号を整備する。
- 2 歩行者ネットワークの整備方針
- (1) 周辺地域のつながりや回遊性の向上、災害時の安全性の確保に向けて、駅前広場や地区中央の緑地空間等を生かしつつ、沿道や地区内外をつなぐ歩いて楽しい歩行者ネットワークの形成を図る。
- (2) 地区東西の高低差を考慮するとともに、国道15号・品川駅西口駅前広場事業と連携し、デッキレベルを基軸としたバリアフリーの歩行者ネットワークの形成を図る。
- (3) 品川駅と、高輪台駅周辺の地域のにぎわいや緑地空間をつなぎ、環状第4号線の緑の軸を駅前に引き込む、地区のシンボルとなる緑とにぎわいのシンボルロードとして、歩行者通路1号を整備する。
- (4) 品川駅と環状第4号線北側との市街地のつながりを強化するため、環状第4号線を横断する歩行者デッキと接続する歩行者通路2号を整備する。
- (5) 品川駅と周辺市街地及び公園をつなぐ、円滑かつ利便性の高いデッキレベルの動線として、歩行者通路3号を整備する。
- (6) 地区内外の回遊性を強化し、歩行者空間の充実を図るため、歩行者通路4号、5号、6号、7号、8号及び9号を整備する。

公共施設等の整備の方針

- 3 公園・緑地・広場等の整備方針
- (1) 既存の公園の樹林を含む斜面緑地を保全するとともに、広場等が一体となった交流・憩いの場となる緑地空間の確保を図る。
 - (2) 斜面緑地、高輪公園、高輪森の公園等を生かした緑のネットワークの形成を図る。
 - (3) 公園のアクセス性・視認性の改善など、一層の利便性向上を図る。
 - (4) 地域の防災性の向上にも寄与する環状第4号線の整備と連携し、災害時の避難場所としての広場等の確保を図る。

(7) 地区内外の回遊性を強化するため、環状第4号線を横断する歩行者デッキ及び歩行者専用道路を整備する。

(8) 沿道の歩行者環境の向上を図るため、歩道状空地1号、2号、3号及び4号を整備する。

3 広場の整備方針

- (1) 品川駅とのアクセス性を強化する歩行者ネットワークやにぎわいを形成するとともに、次世代型交通ターミナルへのアクセス機能を確保するため、広場2号を整備する。
- (2) 品川駅と周辺市街地との分断を解消するため、国道上空デッキの整備に協力するとともに、国道上空デッキを介して品川駅から人の流れを受け止める広場3号、5号を整備する。
- (3) 広場3号から緑地2号を連続的につなぐとともに、駅前ににぎわい形成に寄与する広場4号を整備する。
- (4) 周辺市街地からの人の流れを受け止めるとともに、住環境との調和に配慮した緑豊かな地域の憩いの場となる広場6号を整備する。
- (5) 広場5号と接続する重層的な広場空間を創出することで、品川駅からの人の流れを受け止めるとともに、駅前ににぎわい形成に寄与する広場7号を整備する。

4 公園・緑地等の整備方針

- (1) 地区北側に隣接する高輪公園、地区内外に渡る既存の崖線・緑地、地区南側に位置する高輪森の公園等を生かした緑のネットワークの形成を図る。
- (2) 高輪森の公園を、南側に拡充することで、周辺からの視認性・アクセス性の向上を図るとともに、平場空間の拡大、重層的な公園空

		<p>公共施設等の整備の方針</p>	<p>間の形成により、憩い・遊び場の充実、防災性の向上を図る。</p> <p>(3) 邸宅やホテルの庭園として継承してきた緑豊かな空間を、公園と一体となった緑地1号として再整備する。また、緑地内に現存する歴史的建造物は、来街者がまちの歴史を感じる地域資源として緑地と一体的に保全・活用を図る。</p> <p>(4) 高輪森の公園の平場を拡張することで、公園と連続したまとまりある緑地2号を整備する。</p> <p>(5) 崖の安全性向上や斜面緑地による良好な景観形成を図るため、緑地3-1号、3-2号及び緑地広場を整備する。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>建築物等の整備の方針</p>	<p>「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」の考え方等に基づき、品川の玄関口にふさわしい、多様な交流が感じられる駅前の顔の形成や斜面緑地等の資源を生かした景観の形成等を図り、国際交流拠点にふさわしい空間を形成する。</p>	<p>1 「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」や「品川駅西口地区まちづくり指針（高輪三丁目地区）」の考え方等に基づき、日本の玄関口にふさわしい、多様な交流が感じられる駅を中心とした顔の形成や、地区内の緑・歴史的資源と一体となった景観形成等を図り、国際交流拠点にふさわしい空間を形成する。</p> <p>2 良好的な市街地環境を確保するため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>3 質の高い都市空間を備えた魅力的な複合市街地の形成を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の建築面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度など、地区区分の特性に応じて必要な建築物等に関する事項を定める。</p> <p>4 道路沿道の安全・快適な歩行者環境の形成とあわせて、周辺市街地の環境に配慮した街並み形成や風の道の確保を図るため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</p> <p>5 周辺環境との調和に配慮しつつ、国際交流拠点に</p>	上位計画の策定に伴う変更、新たな地区整備計画の策定に伴う変更

		<p><u>ふさわしい都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。</u></p> <p><u>6 中核的な拠点や国際交流拠点としての位置付け及び都市基盤の整備水準を勘案し、あわせて「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」等に基づき良好な市街地形成を図る場合には、将来見直すことを想定した指定容積率を、A地区は700%、B地区は500%とする。</u></p> <p><u>7 A地区で整備する宿泊の用途に供する部分は、国際競争力の向上に資する宿泊施設とする。</u></p>	
再開発等促進区	面 積	約14.0ha	再開発等促進区の拡大による変更
	土地利用に関する基本方針	<p>「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」や地区の立地特性等を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用と国際交流拠点にふさわしい魅力ある複合市街地を形成するため、土地利用に関する基本方針を次のように定める。</p> <p>1 「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」における集約的に高層化を図るエリアにおいては、駅周辺の活力創出に向けて、風の道等の環境に配慮しつつ、MICE機能、業務、商業、居住等が複合した拠点の形成を図る。</p> <p>2 「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」における隣接地域に配慮しつつ、空間形成を図るエリアにおいては、MICE機能の更新とともに、業務、居住、生活支援機能等の新たな機能導入を図る。</p>	<p>約14.7ha</p> <p><u>国内外と東京とをつなぐ広域交通結節機能の更なる拡充・強化や、国際ビジネス交流都市の持続的発展を牽引する拠点を形成するため、周辺市街地に配慮しつつ、歴史的に継承されてきた大街区を、都市機能の高度化を図りながら周辺に開かれた一体的な空間へと転換していくことで、日本の玄関口にふさわしい迎賓空間を創出するとともに、豊かな自然と業務、商業、宿泊、MICE、居住等の都市機能が高度に融合した複合交流拠点を形成する。</u></p> <p><u>1 A地区は、駅前広場や国道上空デッキ、次世代型交通ターミナル等と連携し、駅近接の立地を生かした業務、商業、宿泊、MICE等、複合的な機能導入により、品川駅前にふさわしい活力、にぎわいを生み出す土地利用を図る。</u></p> <p><u>2 B地区は、A地区と連携した駅とまちとをつなぐネットワーク形成とあわせ、既存のMICE、宿泊機能の集積を生かしつつ、業務、商業、居住等の導入により、緑地を中心に多様なにぎわい・交流を生み出す土地利用を図る。</u></p>

再開発等促進区	主要な公共施設の配置及び規模	その他の公共空地	種類	名称	幅員	延長	面積	備考	名称	幅員	延長	面積	備考
道路			—	—	—	—	—	<u>広場 1号</u>	—	—	約 400m ²	新設	
公園			—	—	—	—	—	<u>公園</u>	—	—	約 8,00 0m ²	一部改修、 二部新設 (昇降施設を 含む。)	
駅前 広場			—	—	約 3,5 00m ²	新設 (通路含む。)	—	<u>駅前 広場</u>	—	—	約 2,80 0m ²	新設	
—			—	—	—	—	<u>広場 2号</u>	—	—	約 320m ²	新設 (デッキ レベル)		
新たな地区整備計画の策定に伴う変更			—	—	—	—	—	<u>緑地 1号</u>	—	—	約 5,00 0m ²	新設	
			—	—	—	—	—	<u>歩行者 通路 1号</u>	—	—	約 450m	新設 (地上、デッ キレベル。 植栽、昇降施 設を含む。)	

		—	—	—	—	—	歩行者 通路 2号	4 m	約 230 m	—	新設 (デッキ レベル)
地区整備計画	位置	—						港区高輪三丁目地内			
	面積	—						約 13.9 ha			
	種類	—			名称	幅員	延長	面積	備考		
	道路	—			地区内 道路	約 16 ~ 40 m	約 130 m	—	新設		
		—			歩行者 専用 道路	4 ~ 10 m	約 190 m	—	新設		
		—			アク セス 車路	約 8 m	約 130 m	—	新設 (地上、 デッキ レベル)		
	地区施設 の配置 及び規模	—			地区内 車路	約 6 m	—	—	新設 (地上、 地下 レベル)		
		—			広場 3号	—	—	約 2,00 0 m ²	新設 (デッキ レベル)		
	その他の 公共空地	—			広場 4号	—	—	約 2,70 0 m ² (避難階 段を除 く)	新設 (デッキ レベル。 避難階段 以外の 昇降 施設を 含む。)		
		—			広場 5号	—	—	約 2,50 0 m ²	新設 (デッキ レベル)		

新たな
地区整備
計画の策定
に伴う
変更

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	—	広場 <u>6号</u>	二	二	約 <u>2, 300 m²</u>	新設 (デッキ レベル)
		—	広場 <u>7号</u>	二	二	約 <u>700 m²</u>	新設
		—	緑地 <u>2号</u>	二	二	約 <u>1, 000 m²</u>	新設 (公園と接続 する昇降施設 を含む。)
		—	緑地 <u>3-1号</u>	二	二	約 <u>280 m²</u>	新設
		—	緑地 <u>3-2号</u>	二	二	約 <u>580 m²</u>	新設 (集会場 及び昇降施設 を含む。)
		—	緑地 広場	二	二	約 <u>1, 500 m²</u>	新設
		—	歩行者 通路 <u>3号</u>	5 m	約 <u>350 m</u>	二	新設 (デッキ レベル。 昇降施設を 含む。)
		—	歩行者 通路 <u>4号</u>	4 m	約 <u>140 m</u>	二	新設 (地上、デッ キレベル。 公園と接続す る昇降施設、 その他の昇降 施設を含む。)
		—	歩行者 通路 <u>5号</u>	4 m	約 <u>160 m</u>	二	新設 (デッキ レベル。 昇降施設を 含む。)

新たな
地区整
備計画
の策定
に伴う
変更

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	—	歩行者通路 6号	<u>4 m</u>	<u>約40m</u>	—	新設 (デッキレベル)	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
			—	歩行者通路 7号	<u>4 m</u>	<u>約220m</u>	—	新設	
			—	歩行者通路 8号	<u>4 m</u>	<u>約60m</u>	—	新設 (デッキレベル)	
			—	歩行者通路 9号	<u>2 m</u>	<u>約20m</u>	—	新設 (昇降施設)	
			—	歩道状空地 1号	<u>4 m</u>	<u>約160m</u>	—	新設	
			—	歩道状空地 2号	<u>4 m</u>	<u>約160m</u>	—	新設	
			—	歩道状空地 3号	<u>4 m</u>	<u>約240m</u>	—	新設	
			—	歩道状空地 4号	<u>2 m</u>	<u>約190m</u>	—	新設	
			—	—	A地区	B地区	C-1地区	C-2地区	
建築物等に関する事項に	地区の区分	名称	—	—	A地区	B地区	C-1地区	C-2地区	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		面積	—	—	約3.3 ha	約8.4 ha	約2.1 ha	約0.1 ha	
建築物等の用途の制限			—	次に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗					

地区整備計画	建築物等に関する事項				<u>関連特殊営業の用に供するもの</u> 2 カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの	
		建築物の容積率の最高限度	—	<u>10分の100 ただし、100分の8 1以上を宿泊施設の用途、100分の4以上 を一時滞在施設の用途に供するものとする。</u>	<u>10分の99 ただし、100分の2 以上を一時滞在施設の用途に供するものとする。</u>	<u>10分の5</u>
		建築物の容積率の最低限度	—	—	<u>10分の4 2</u>	<u>10分の1</u>
	建築物の建蔽率の最高限度	—	—	—	<u>10分の6 ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1、同項第1号及び第2号に該</u>	<u>10分の5</u>

新たな地区整備計画の策定に伴う変更

				<u>当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。</u>	
	建築物の敷地面積の最低限度	—	<u>5,000m²</u>	<u>—</u>	<u>5,000m²</u>
	建築物の建築面積の最低限度	—		<u>—</u>	<u>200m²</u>
	建築物等に関する事項			<p>1 建築物の外壁、これに代わる柱又は門若しくは扉は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの</p> <p>(2) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの</p> <p>(3) 煙突、給排気施設の部分</p> <p>2 前項の規定は、本地区計画において壁面の位置の制限が定められた際に存する建築物について、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合並びに計画図に示す壁面の位置の制限のうち、放射第19号線、環状第4号線及び補助第14号線に面する制限を越えない範囲での増築、改築又は移転をする場合は、適用しない。</p>	
地区整備計画	壁面の位置の制限	—		新たな地区整備計画の策定に伴う変更	

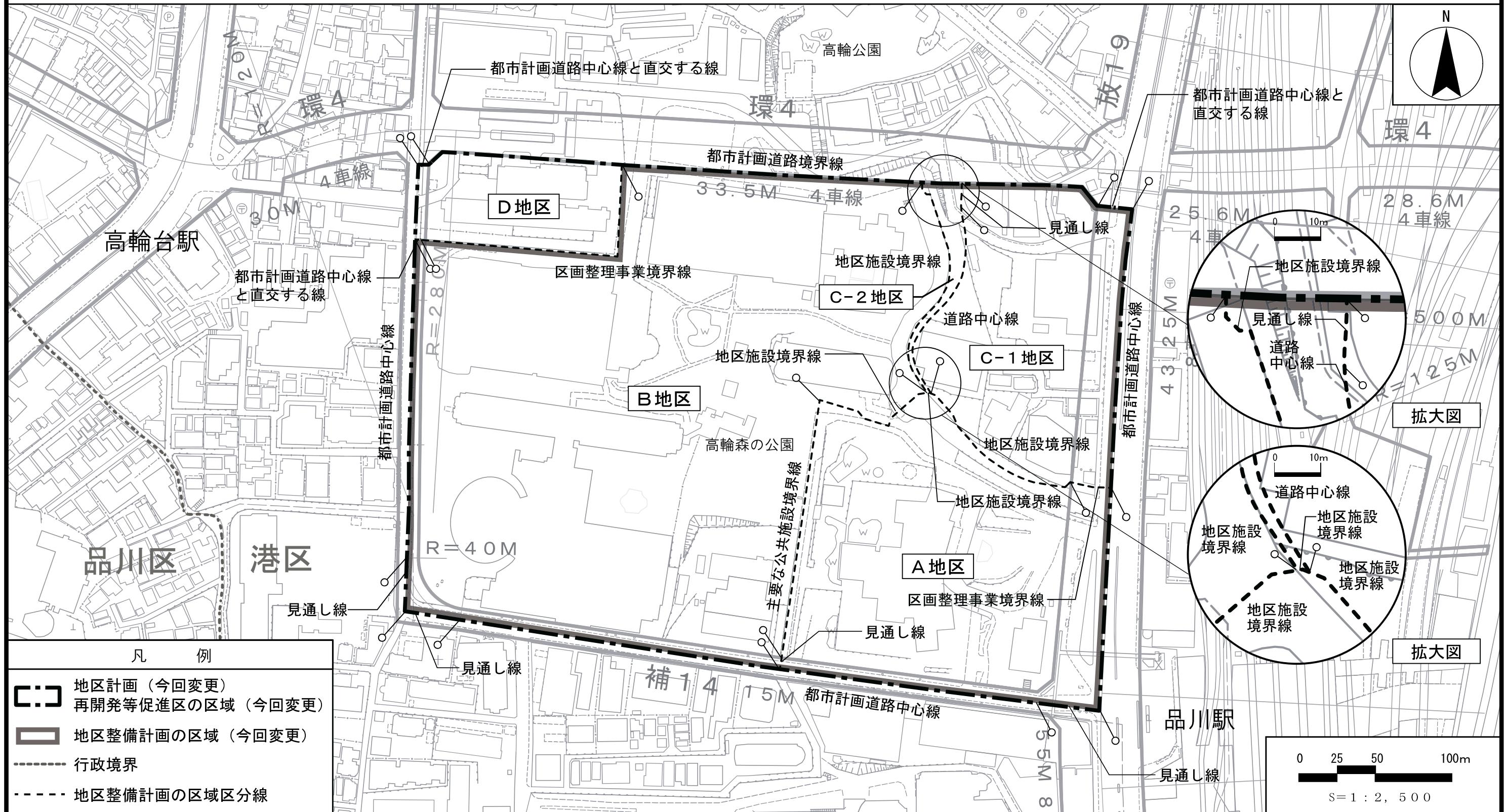
地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面後退区域における工作物の設置の制限	—	放射第19号線、環状第4号線及び補助第14号線に面する壁面後退部分には、垣、柵等通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、アクセス車路はこの限りでない。	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		建築物等の高さの最高限度	—	<u>16.5m</u> 建築物の高さは、T.P. <u>+5.0m</u> からによる。	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—	<u>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。</u> <u>2 屋外広告物は、建築物と一体のもの、歩行者空間と調和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて十分配慮がなされ良好な都市景観の形成に寄与するものとする。</u>	
立体道路に関する事項	重複利用区域	—	—	計画図表示のとおり	立体道路に関する事項の追加
	建築物等の建築又は建設の限界	—	—	計画図表示のとおり	
欄外		「地区計画及び再開発等促進区の区域並びに主要な公共施設の配置は、計画図に示すとおり」 理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、計画的複合市街地を形成するため、地区計画を決定する。	—	容積率の最高限度及び最低限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日15都市建市第282号）II 3 (1) (3) の用途に供する部分を除くことができる。 <u>「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、壁面の位置の制限、重複利用区域及び建築物等の建築又は建設の限界は、計画図表示のとお</u>	新たな地区整備計画の策定に伴う変更

り」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、計画的複合市街地を形成するため、地区計画を変更する。

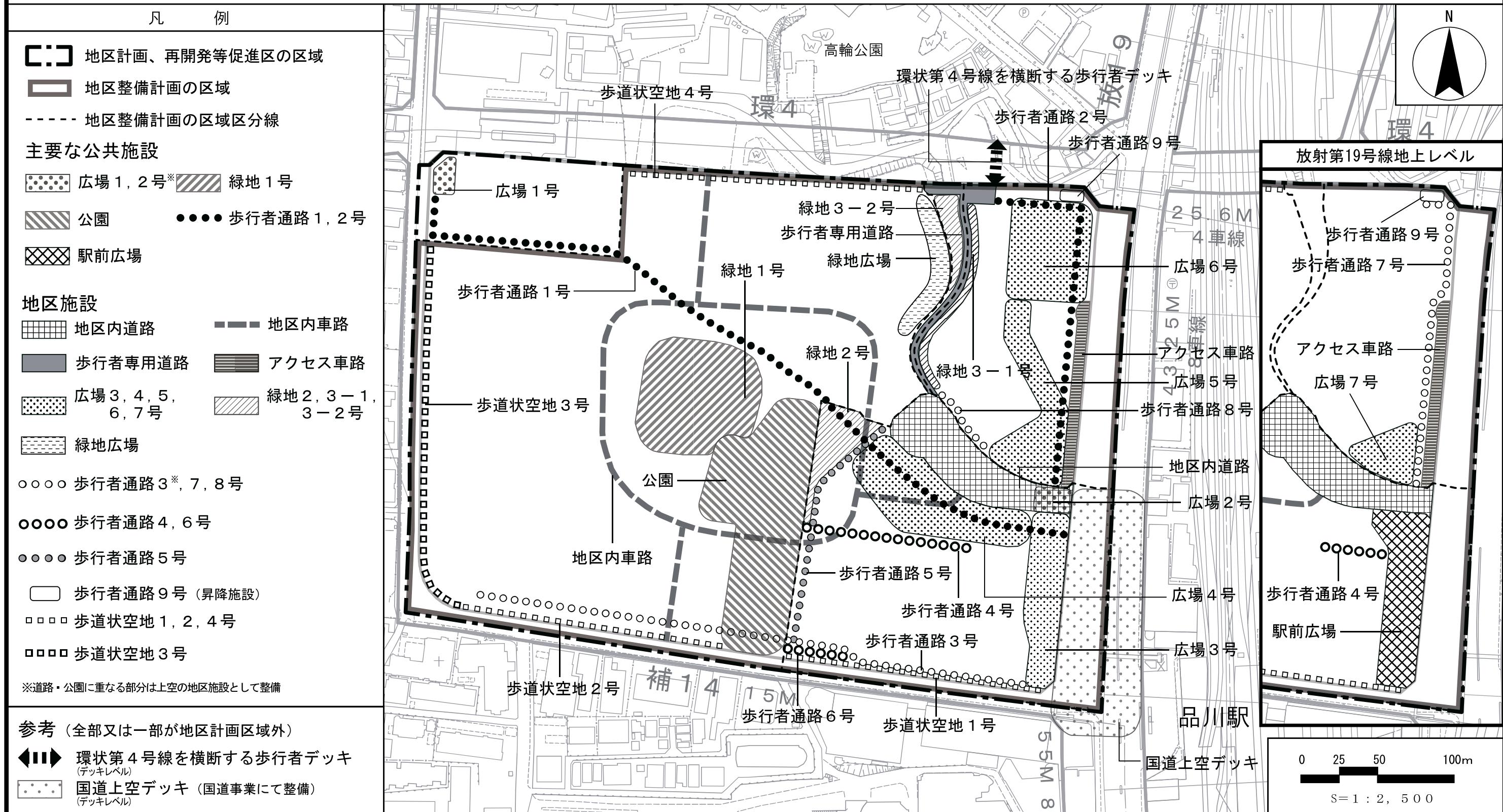
東京都市計画地区計画
品川駅西口地区地区計画

計画図 1



東京都都市計画地区計画 品川駅西口地区地区計画

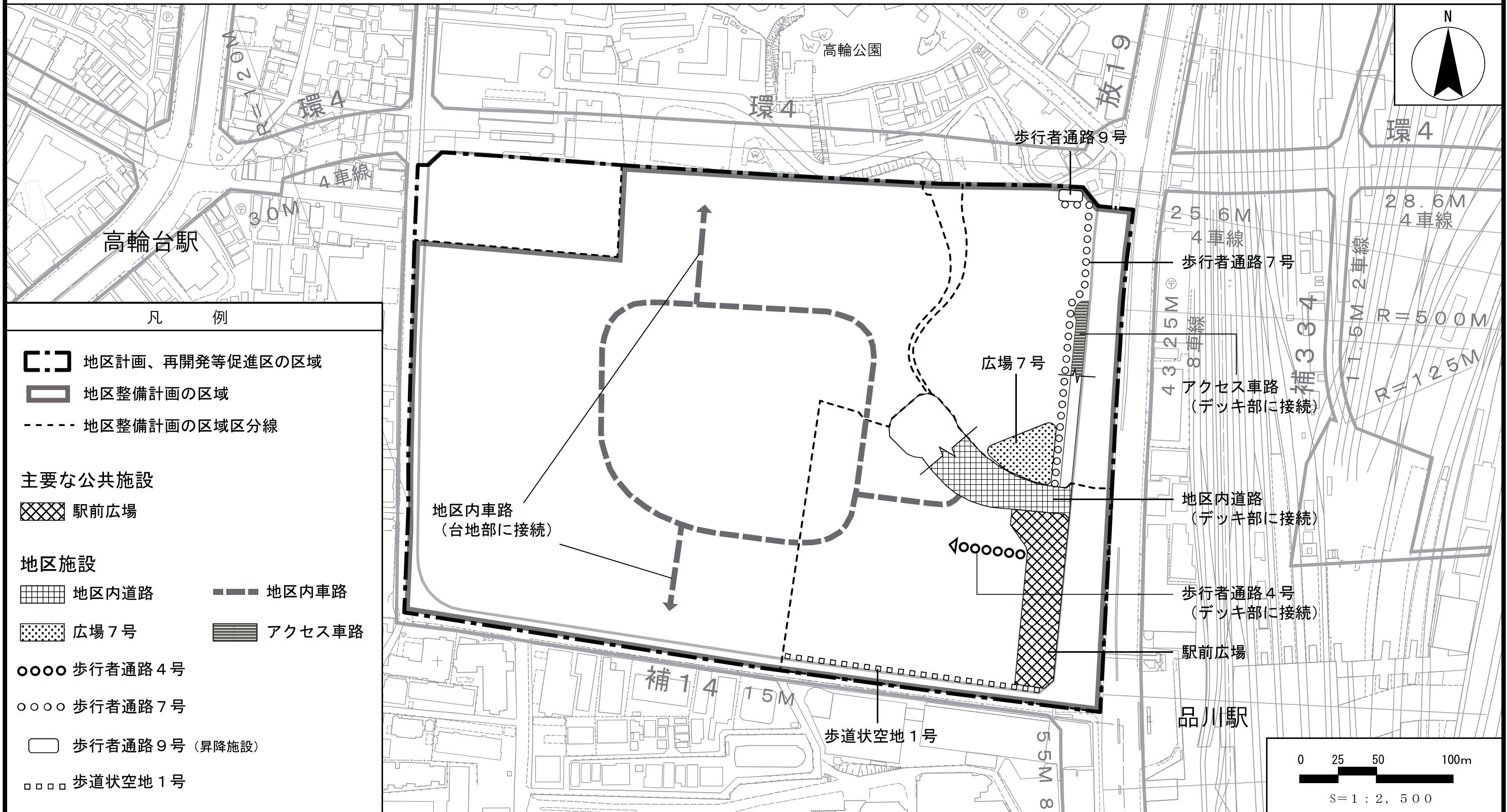
計画図2【全体図】



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第448号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基街都第156号、令和3年8月6日

東京都市計画地区計画 品川駅西口地区地区計画

計画図 2-1 【地上部・地下部】



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第448号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基街都第156号、令和3年8月6日

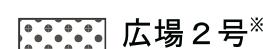
東京都市計画地区計画 品川駅西口地区地区計画

計画図 2-2 【デッキ部】 (標高T.P. +12.0m~+14.0mレベル)

凡 例

- 地区計画、再開発等促進区の区域
- 地区整備計画の区域
- 地区整備計画の区域区分線

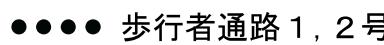
主要な公共施設



広場 2 号*



公園

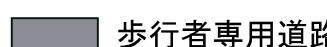


歩行者通路 1, 2 号

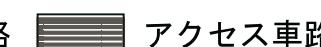
地区施設



地区内道路



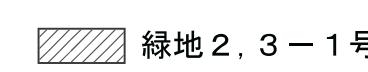
歩行者専用道路



アクセス車路



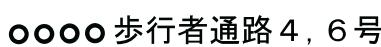
広場 3, 4,
5, 6 号



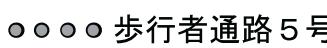
緑地 2, 3-1 号



歩行者通路 3, 8 号



歩行者通路 4, 6 号



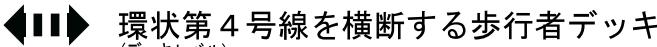
歩行者通路 5 号



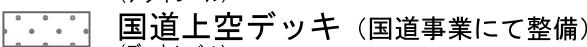
歩行者通路 9 号 (昇降施設)

*道路に重なる部分は上空の地区施設として整備

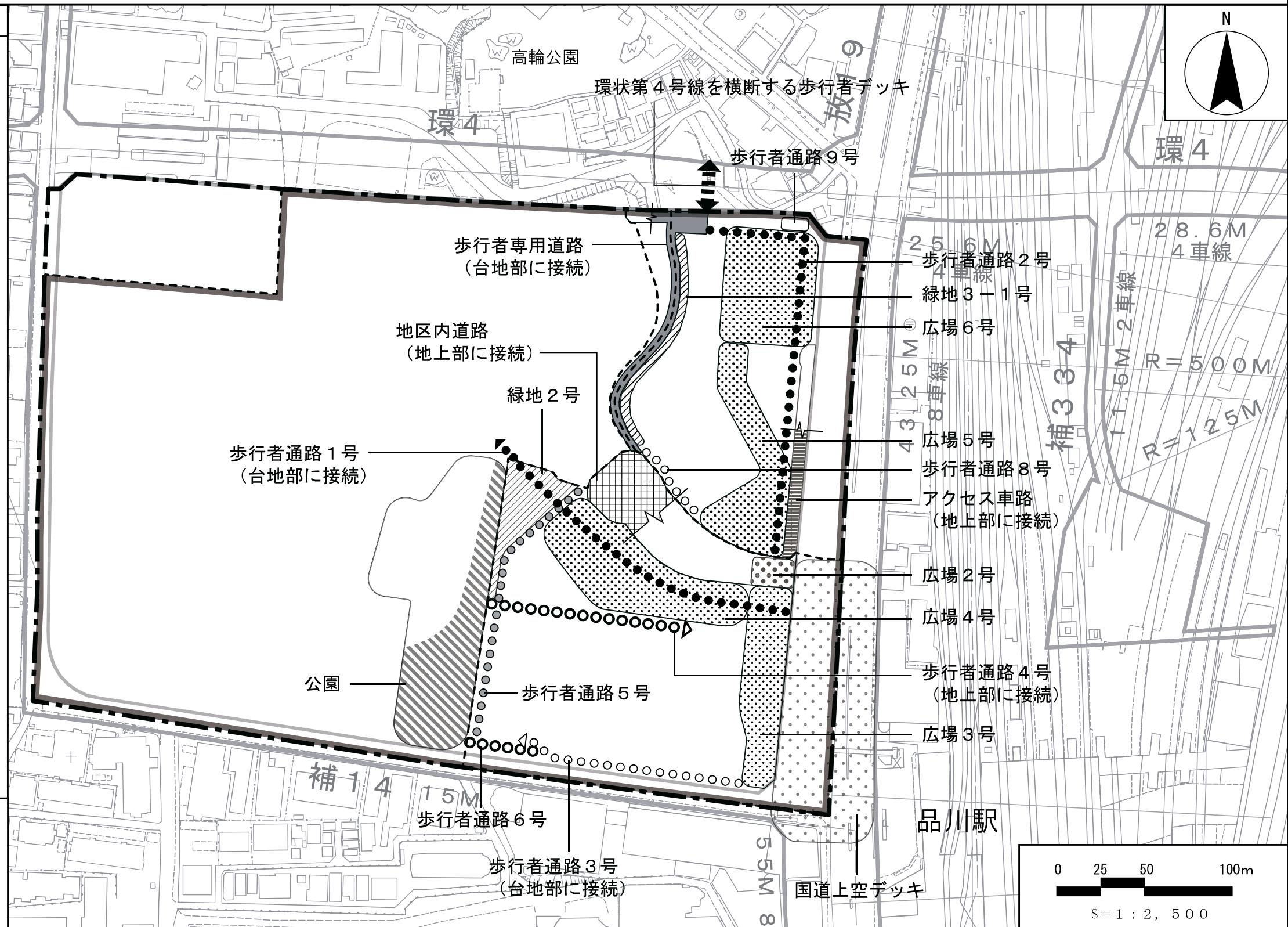
参考 (全部又は一部が地区計画区域外)



環状第 4 号線を横断する歩行者デッキ
(デッキレベル)



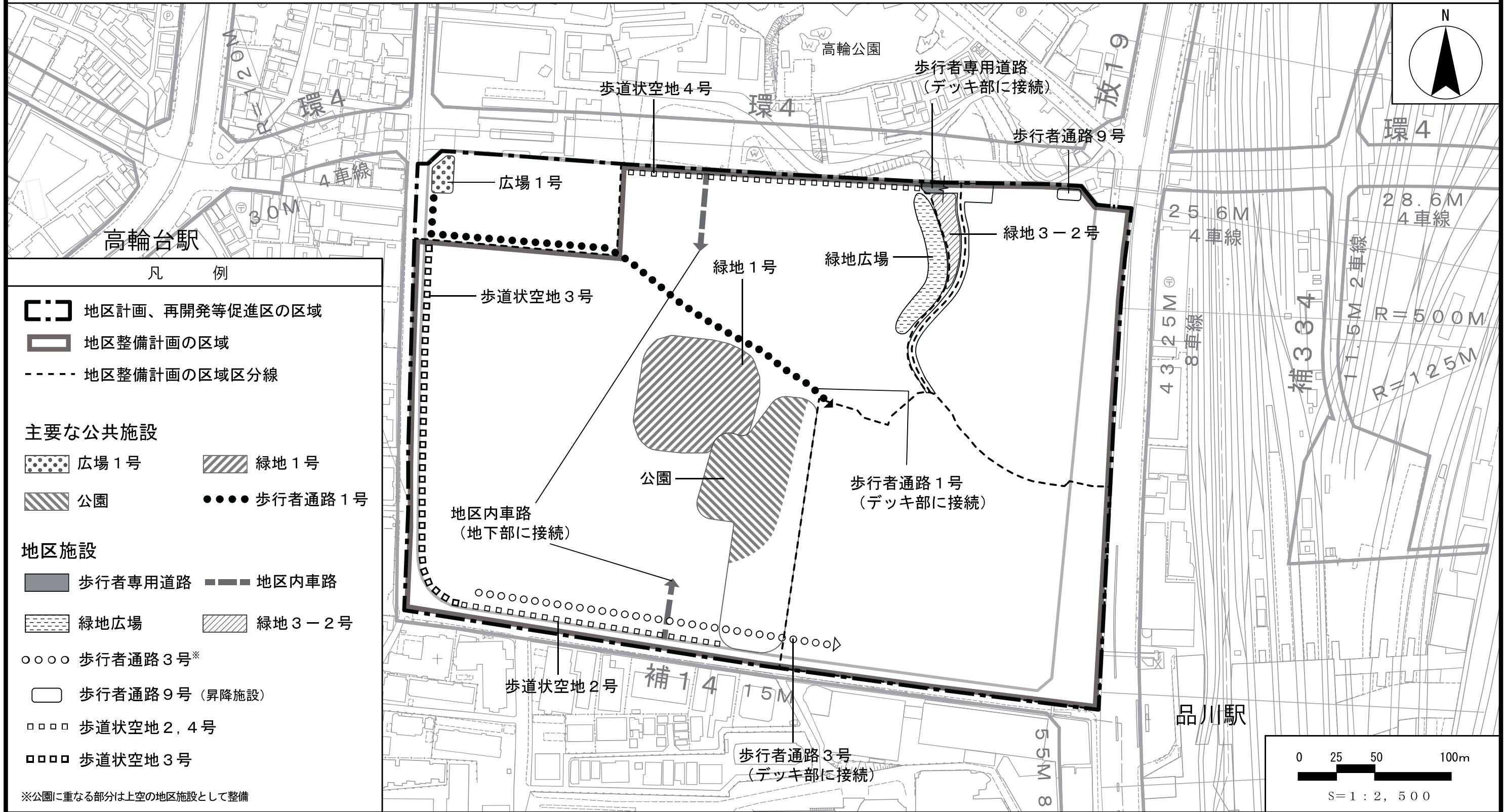
国道上空デッキ (国道事業にて整備)
(デッキレベル)



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第448号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基街都第156号、令和3年8月6日

東京都市計画地区計画 品川駅西口地区地区計画

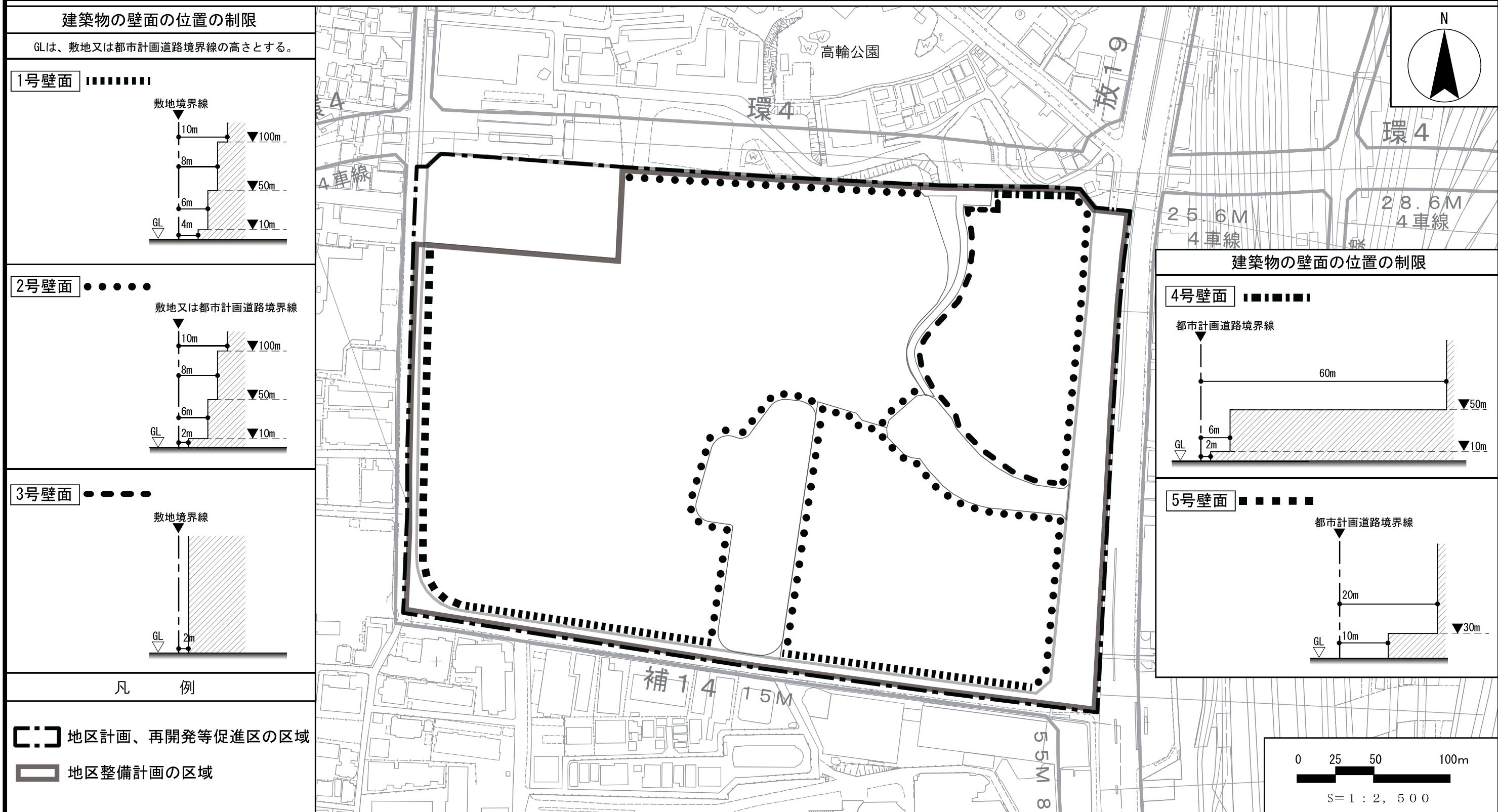
計画図 2-3 【台地部】 (概ねT. P. +14.0m~レベル)



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第448号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基街都第156号、令和3年8月6日

東京都市計画地区計画 品川駅西口地区地区計画

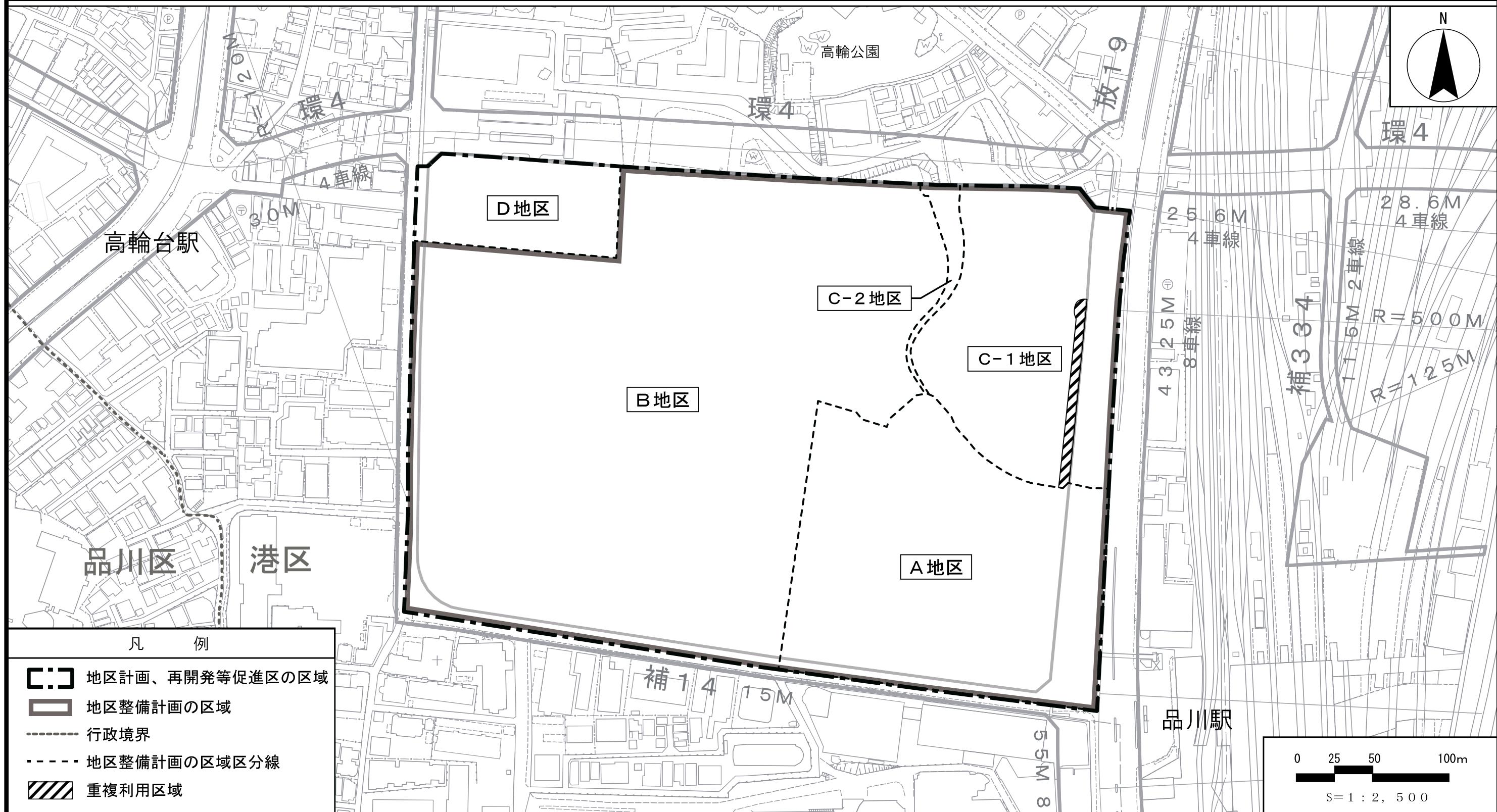
計画図 3



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第448号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基街都第156号、令和3年8月6日

東京都市計画地区計画
品川駅西口地区地区計画

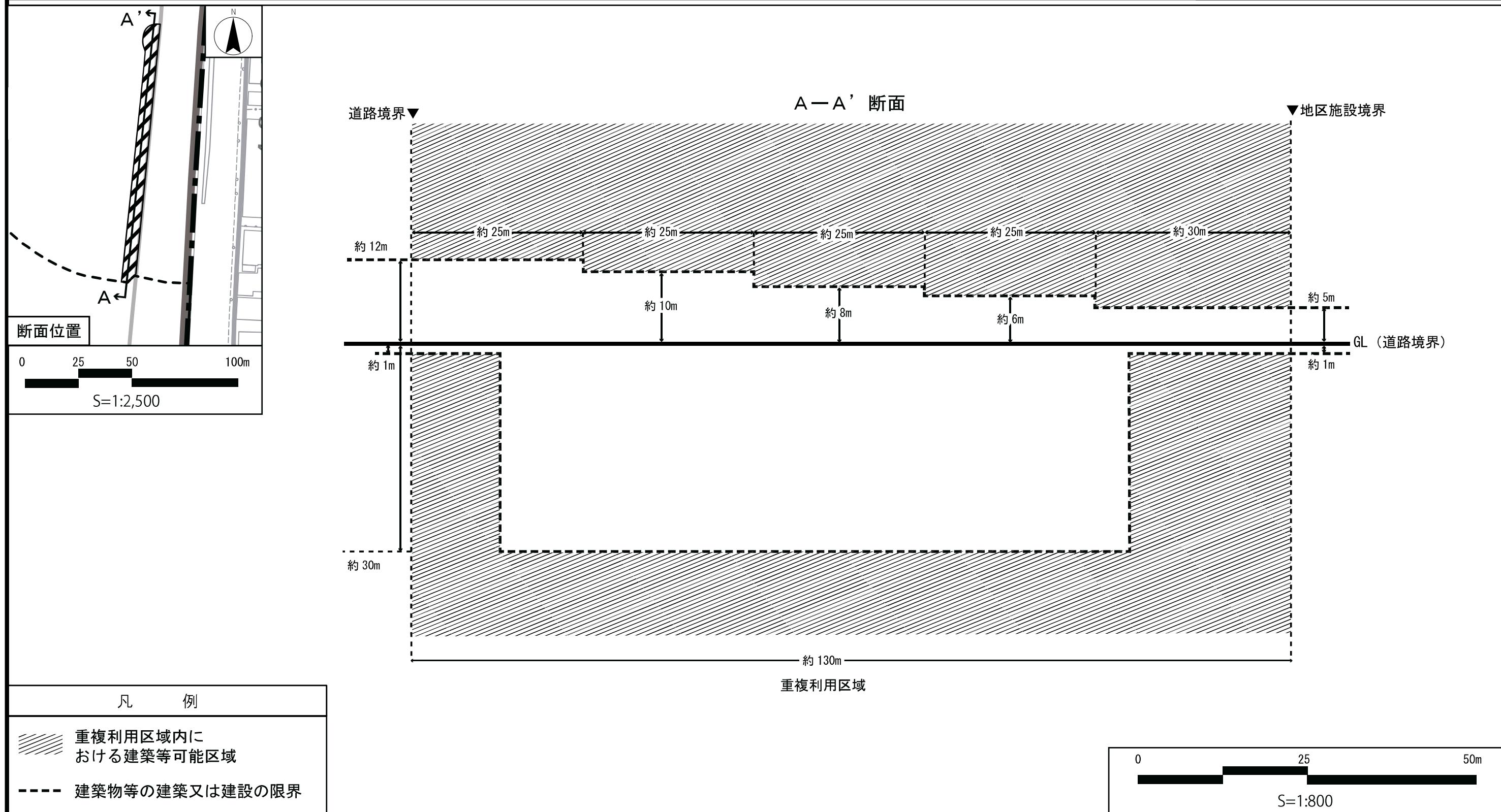
計画図 4-1



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第448号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基街都第156号、令和3年8月6日

東京都市計画地区計画
品川駅西口地区地区計画

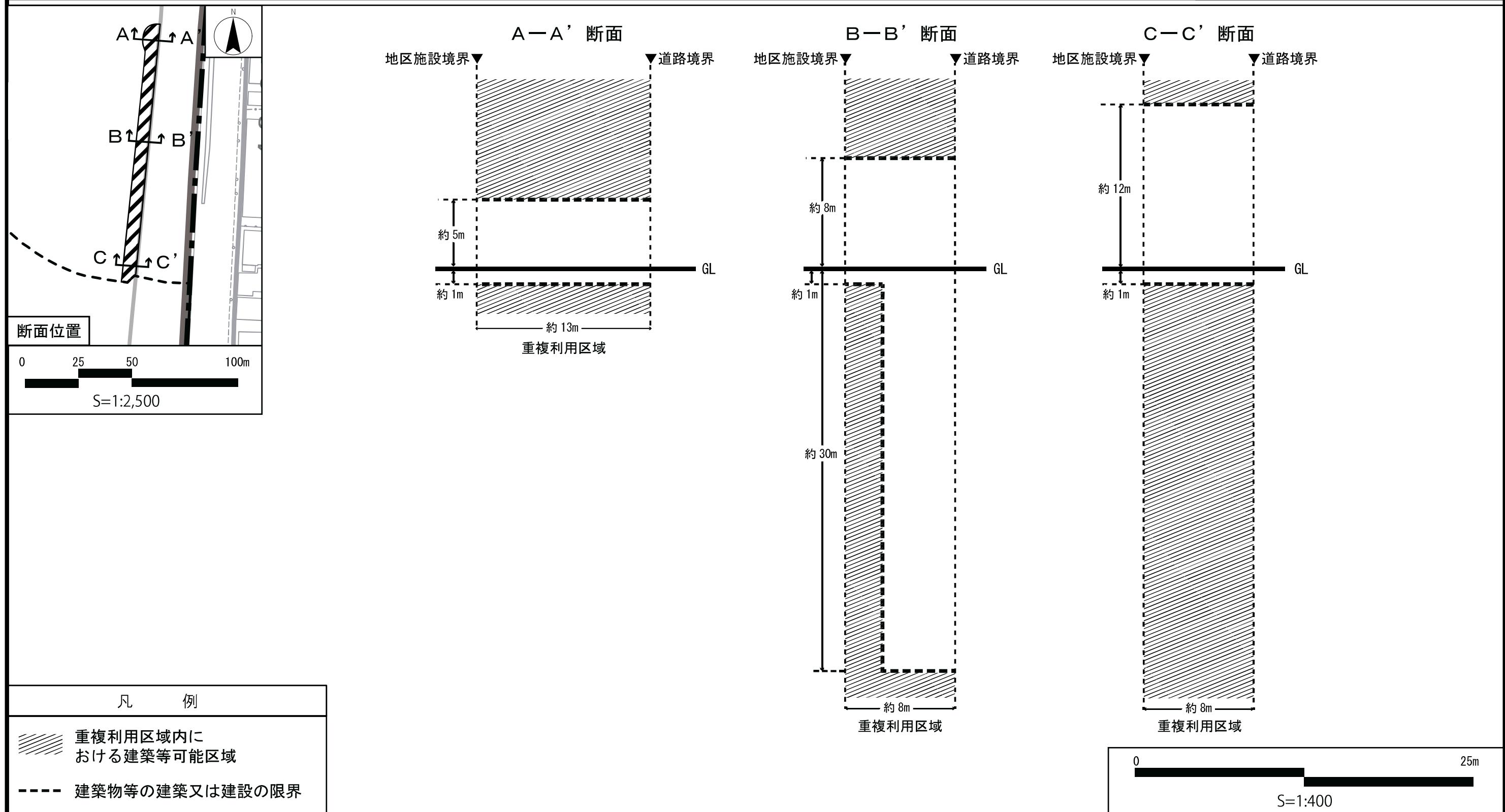
計画図 4－2



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第448号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基街都第156号、令和3年8月6日

東京都市計画地区計画
品川駅西口地区地区計画

計画図 4－3



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第448号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基街都第156号、令和3年8月6日